

令和6年度

職員資質向上の目標と取組みの内容

目 標

優遊のミッションを実現するために、専門職として常に自己研鑽につとめる。

目標達成のための計画と費用負担

以下の研修を実施、または研修の機会を確保して、目標を達成する。

■優遊研修プログラム*（年4回実施）への全員参加

- ・新型コロナ他感染症罹患防止対策研修（9月）
- ・人権研修 - 障がい者の人権、虐待防止、身体拘束適正化、災害BCP、優遊のミッションと運営方針（翌3月）
- ・介護技術研修 - 介護福祉士資格の有無別に実施（6月、12月）
テーマ：6月介護福祉士対象 「障がい福祉の現場におけるハラスメント」
6月介護福祉士以外対象 「車イスの種類と構造、安全な扱い方」
12月介護福祉士対象 「利用者の意思決定支援にどう取り組むか」
12月介護福祉士以外対象 「介護時の腰痛の防止策」

■居宅身体介護の技術研修

- ・職員が、ある利用者に居宅身体介護のサービスを初めて提供する場合、サ責の判断により、すでに同サービスを提供したことのある職員がマンツーマンで30分～2時間の技術研修を3回程度実施。受講する職員には、1時間1,070円の研修手当を支給。

■介護関連の資格取得のための支援

- ・介護福祉士未取得の職員の外部研修受講奨励
（初任者研修、実務者研修、介護福祉士受験対策講座等の受講料、交通費を優遊が全額貸与。2年継続勤務後、返済免除。ただし、非常勤職員については、優遊で過去6ヶ月間、平均して月100時間以上勤務した者を対象とする。）
- ・介護福祉士職員の関連資格取得の補助
（精神保健福祉士等、優遊が指定する関連資格取得のための費用の全額貸与。2年継続勤務後、返済免除。ただし、非常勤職員については、優遊で過去6ヶ月間、平均して月100時間以上勤務した者を対象とする。）

以上